

令和元年 8 月

保護者の皆さまへ

京 都 市
子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室

幼児教育・保育の無償化について

平素は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が交付され、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が施行されます。

つきましては、幼児教育・保育の無償化について、分かりやすくまとめた冊子「《幼児教育・保育の無償化》利用施設別のご案内」及び給食費の取扱いに関するリーフレットを送付いたしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

※「《幼児教育・保育の無償化》利用施設別のご案内」はホームページからも閲覧できます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html>

QR コード



なお、保育利用時間については、幼児教育・保育の無償化後につきましても、現在届出いただいている利用時間となります。就労時間の変更等により利用時間を変更する必要がある場合は、保育園等において手続きが必要となりますのでご注意ください。

【京都市からのお願い】

保育園等の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。引き続き、土曜日などのお仕事が休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願い申し上げます。

<内閣府 幼児教育・保育の無償化に関する特設ホームページ>

<https://www.youhomushouka.go.jp/>

<内閣府 幼児教育・保育の無償化に関するコールセンター>

幼児教育・保育の無償化の制度に関するお問い合わせ

0570-010-223 (ナビダイヤル)

03-6746-5516 (IP 電話等からのお問い合わせ先)

<京都市 幼児教育・保育無償化事務集中室>

個別の申請等に関するお問い合わせ

075-254-7216 (施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)に関すること)

※ 給食費に関するお問い合わせは、幼保総合支援室民営保育施設担当になります。

【問い合わせ先】

京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室(民営保育施設担当)

電 話 075-251-2390

F A X 075-251-2950